

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島市安佐北区安佐町大字小河内字上堂原4759番地

氏 名 有限会社秀知産業
代表取締役 中川 一直
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 令和 6年12月22日

許可の有効期限 令和11年12月21日

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
中 間 処 理 (焼却) この欄以下余白	紙くず 木くず (これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中 間 処 理 (破砕) 以 下 余 白	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) がれき類 (これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、廃ブラウン管、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以 下 余 白

2. 事業の用に供する全ての施設
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年 月 日	更 新 ・ 変 更 の 別	年 月 日	更 新 ・ 変 更 の 別
H16. 5. 6	変更許可	H27. 1. 28	更新許可
H16. 12. 27	更新許可	R 2. 2. 12	更新許可
H21. 12. 18	更新許可	R 7. 1. 7	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

6. 備考

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市安佐北区安佐町大字小河内字上堂原4759番地
氏名 有限会社 秀知産業
代表取締役 中川 一直

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎 英彦



許可の年月日 令和5年12月9日
許可の有効年月日 令和10年12月8日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類（これらのうち廃プリント配線板、鉛製の管又は板、廃石膏ボード及び石綿含有産業廃棄物を含み、廃プラウン管、鉛蓄電池の電極、廃容器包装、自動車等破碎物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年11月3日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。